

議 第 一 号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十四年二月二十一日

提出者
栃木県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

梶 螺 中 高 山 齊 山 佐 早 横 中 神 佐 五 石
十

良 川 橋 口 藤 形 藤 川 松 島 林 藤 嵐 坂

克 昭 幹 修 恒 孝 修 け 盛 秀 真
い

之 人 雄 司 夫 明 治 良 こ 人 宏 治 栄 清 一

栃木県議会議長

神谷幸伸様

栃木県条例第 号

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年栃木県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
本則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。